硫黄酸化物

施設名	法規制値	測定値		測定年月日
	K値	算出K値	排出量(Nm³/h)	
溶鉱炉	17.5	0.019	0.12	2026/9/4
錬ピ炉	17.5	0.046	0.280	2026/8/24
＃１粗鉛ケットル炉	17.5	0.051	0.031	2026/5/20
精鉛ケットル炉	17.5	0.006	<0.004	2026/9/9
種板ケットル炉	17.5	0.699	0.151	2026/5/8
No２粗鉛ケットル炉	17.5	0.006	<0.004	2026/9/9
No３粗鉛ケットル炉	17.5	0.006	<0.004	2026/9/9
副産１号炉	17.5	0.002	<0.011	2026/6/4
副産２号炉	17.5	0.002	<0.008	2026/6/5
副産３号炉	17.5	0.036	<0.008	2026/8/19
粗銀精製炉	17.5	0.036	<0.008	2026/7/15
揮発炉	17.5	0.036	<0.008	2026/7/15
合金３号炉	17.5	0.699	0.151	2026/5/8
合金５号炉	17.5	0.042	0.009	2026/5/7

備考

1. 法規制値は、大気汚染防止法第３条第２項第１号の政令で定める地域ごとに別表第１の下欄（右欄）に掲げる値
2. 硫黄酸化物排出量は、次に掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の排出量
日本工業規格（以下、単に「規格」という）Ｋ０１０３に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Ｚ８８０８に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

窒素酸化物

施設名	法規制値 cm^3/Nm^3	協定値 cm^3/Nm^3	測定値 cm^3/Nm^3	測定年月日
溶鉱炉	100	100	8.9	2026/9/4
錬ピ炉	100	100	5.4	2026/8/24
＃１粗鉛ケットル炉	200	200	41	2026/5/20
精鉛ケットル炉	200	200	<32	2026/9/9
種板ケットル炉	200	200	59	2026/5/8
No２粗鉛ケットル炉	200	200	<32	2026/9/9
No３粗鉛ケットル炉	200	200	<32	2026/9/9
副産１号炉	200	200	26	2026/6/4
副産２号炉	200	200	89	2026/6/5
副産３号炉	200	200	59	2026/8/19
粗銀精製炉	200	200	66	2026/7/15
揮発炉	200	200	66	2026/7/15
合金３号炉	180	180	59	2026/5/8
合金５号炉	180	180	60	2026/5/7

備考

1. 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 窒素酸化物濃度は、０℃１気圧の状態に換算した排出ガス１m^3当りのものとする
3. 窒素酸化物濃度については、酸素濃度による補正を行った値とする

排ガス・ばいじん

施設名	法規制値 g / Nm³	協定値 g / Nm³	測定値 g / Nm³	測定年月日
溶鉱炉	0.15	0.1	＜0.010	2026/9/4
錬ピ炉	0.15	0.1	＜0.01	2026/8/24
＃１粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	＜0.01	2026/5/20
精鉛ケットル炉	0.3	0.3	＜0.01	2026/9/9
種板ケットル炉	0.3	0.3	＜0.01	2026/5/8
No２粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	＜0.01	2026/9/9
No３粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	＜0.01	2026/9/9
副産１号炉	0.2	0.15	＜0.01	2026/6/4
副産２号炉	0.2	0.2	＜0.01	2026/6/5
副産３号炉	0.3	0.2	＜0.01	2026/8/19
粗銀精製炉	0.2	0.2	＜0.01	2026/7/15
揮発炉	0.3	0.3	＜0.01	2026/7/15
合金３号炉	0.2	0.2	＜0.01	2026/5/8
合金５号炉	0.2	0.2	＜0.01	2026/5/7

備考

1. ばいじん量の測定は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. ばいじん量は、０℃１気圧の状態に換算した排出ガス１ｍ³当りのものとする

排ガス・有害物質Ｃｄ

施設名	法規制値 mg / Nm³	協定値 mg / Nm³	測定値 mg / Nm³	測定年月日
溶鉱炉	1.0	0.7	<0.005	2026/9/4
錬ピ炉	1.0	0.7	<0.002	2026/8/24
＃１粗鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2026/5/20
精鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2026/9/9
種板ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2026/5/8
No２粗鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2026/9/9
No３粗鉛ケットル炉	1.0	0.7	<0.002	2026/9/9
副産１号炉	1.0	0.7	<0.002	2026/6/4
副産２号炉	1.0	0.7	<0.002	2026/6/5
副産３号炉	1.0	0.7	<0.002	2026/8/19
粗銀精製炉	1.0	0.7	<0.002	2026/7/15
揮発炉	1.0	0.7	<0.002	2026/7/15
合金３号炉	1.0	0.7	<0.002	2026/5/8
合金５号炉	1.0	0.7	<0.002	2026/5/7

備考

1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 有害物質量は、０℃１気圧の状態に換算した排出ガス１ｍ³当りのものとする

排ガス・有害物質Ｐｂ

施設名	法規制値 mg / Nm³	協定値 mg / Nm³	測定値 mg / Nm³	測定年月日
溶鉱炉	30	20	0.006	2026/9/4
錬ピ炉	30	20	0.003	2026/8/24
＃１粗鉛ケットル炉	10	7	0.043	2026/5/20
精鉛ケットル炉	10	7	0.23	2026/9/9
種板ケットル炉	10	7	0.007	2026/5/8
No２粗鉛ケットル炉	10	7	0.23	2026/9/9
No３粗鉛ケットル炉	10	7	0.23	2026/9/9
副産１号炉	10	7	0.035	2026/6/4
副産２号炉	10	7	0.053	2026/6/5
副産３号炉	10	7	<0.003	2026/8/19
粗銀精製炉	10	7	0.003	2026/7/15
揮発炉	10	7	0.003	2026/7/15
合金３号炉	10	7	0.007	2026/5/8
合金５号炉	10	7	0.005	2026/5/7

備考

1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 有害物質量は、０℃１気圧の状態に換算した排出ガス１ｍ³当りのものとする

排水

項目	法規制値	協定値	測定値		測定年月日
			坑廃水処理場	藤沢捨石鉱さい集積場	
水素イオン濃度	５．８～８．６	５．８～８．６	7.5	7.6	2026/9/1
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.03	<0.003	<0.003	2026/9/1
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.07	<0.01	<0.01	2026/9/1
フッ素及びその化合物 (mg/l)	8	8	4.1	2.8	2026/9/1
亜鉛含有量 (mg/l)	2	2	0.03	0.05	2026/9/1

備考

1. 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）に定める方法とする

騒音・振動・臭気

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="3">協定値</th><th>測定値</th><th>測定年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">騒音</td><td>昼間</td><td>朝・夕</td><td>夜間</td><td rowspan="3">朝　４０．９
昼　４３．３
夕　３４．３
夜間　４１．９</td><td rowspan="3">26/7/14~15</td></tr>
<tr><td>５５dB(A)以下</td><td>５０dB(A)以下</td><td>４５dB(A)以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">（法規制区域外）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振動</td><td colspan="2">昼間</td><td>夜間</td><td rowspan="3">昼　３６．２
夜　２８．５</td><td rowspan="3">2025/10/14</td></tr>
<tr><td colspan="2">６０dB以下</td><td>５５dB以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">（法規制区域外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">臭気</td><td colspan="3">規制個所　敷地境界</td><td>＜１０</td><td rowspan="2">2026/8/4</td></tr>
<tr><td colspan="3">協定値　臭気指数１５
（法規制区域外）</td><td>＜１０</td></tr>
</table>

備考

騒音

1. 測定方法は、騒音規制法(昭和４３年法律第９８号)及び宮城県公害防止条例（昭和４６年宮城県条例第１２号）に定める方法とする。
2. 昼間とは、午前８時から午後７時まで　朝・夕は、午前６時から午前８時まで及び午後７時から午後１０時まで　夜間とは、午後１０時から翌日の午前６時までとする。

振動

1. 想定方法は、振動規制法（昭和５１年法律第６４号）及び宮城県公害防止条例（昭和４６年宮城県条例第１２号）に定める方法とする。
2. 昼間とは、午前８時から午後７時まで　夜間とは、午後７時から翌日の午前８時までとする。

臭気

1. 測定方法は、三点比較式臭袋法（平成７年９月１３日環境省告示第６３号）に定める方法とする。